

あっせん申請書をご提出（申請人）の方へ

- 「あっせん」を受理すると、被申請人へ開始通知書（参加・不参加の**確認**）を送付します。
- 開始通知書に添付する書面につきまして、下記事項の該当するいずれかのチェック欄に✓印を記載し、申請人の氏名を記載してください。

① 申請書等の写しの送付について

- 申請書の写しの送付は可
 - あっせん申請書の中に「別紙」と記載がある場合、被申請人に別紙の写しの送付は可（別紙 枚）
 - 申請書に加え、以下の（添付）書類の写しの送付は可
()
()
 - 申請書等の写しの送付は不可
- ※ ただし、被申請人あての「開始通知書」には、「申請人の氏名」・「申請の概要」を記載します。

② ①以外で、申請書等の一部に、送付不可のものがある場合。

- 以下の箇所を**伏せた**上で、申請書の写しの送付は可
<伏せることを希望される情報に✓印を記載>
 - 住所 電話番号
 - その他（一部の場合には）具体的な箇所 紛争の経緯
 - その他参考となる事項：
()
()
- 申請書の中に「別紙・別添」の記載や添付書類がある場合、送付を希望しない書類
()
()
()

年 月 日
申請人氏名



調停申請書をご提出（申請人）の方へ

- 「調停」を受理すると、被申請人へ開始通知書（参加・不参加の確認）を送付します。
- 開始通知書に添付する書面につきまして、下記事項の該当するいずれかのチェック欄に✓印を記載し、申請人の氏名を記載してください。

① 申請書等の写しの送付について

- 申請書の写しの送付は可
 - 調停申請書の中に「別紙」と記載がある場合、被申請人に別紙の写しの送付は可（別紙 枚）
 - 申請書に加え、以下の（添付）書類の写しの送付は可
 ()
 ()

- 申請書等の写しの送付は不可
- ※ ただし、被申請人あての「開始通知書」には、「申請人の氏名」・「申請の概要」を記載します。

② ①以外で、申請書等の一部に、送付不可のものがある場合。

- 以下の箇所を伏せた上で、申請書の写しの送付は可
 <伏せることを希望される情報に✓印を記載>
 - 住所 電話番号
 - その他（一部の 경우에는）具体的な箇所 紛争の経緯
 - その他参考となる事項：
 ()
 ()
 - 申請書の中に「別紙・別添」の記載や添付書類がある場合、送付を希望しない書類
 ()
 ()
 ()

年 月 日
申請人氏名

